

平成20年度から国民健康保険が大きく変わります

保険税関係

問い合わせ先 住民税務課税務班 ☎64 - 1451

1 保険税の算定に新しく「後期高齢者支援金」が加わります

平成19年度までの算定	平成20年度からの算定
医療分 (加入者全員) 老人保健拠出金含む 【限度額 56万円】	医療分(加入者全員) 【限度額 47万円】
	後期高齢者支援金分 (加入者全員) 【限度額 12万円】
介護分(40歳~64歳) 【限度額 9万円】	介護分(40歳~64歳) 【限度額 9万円】

平成19年度までは医療分の中に老人保健拠出金が含まれていました。

平成20年度からは「老人保健拠出金分」が「後期高齢者支援金分」として医療分から分離・新設され、限度額の見直しが行われました。

2 保険税の年金天引き(特別徴収)が始まります

世帯主の年金定期支払い(年6回)のときに、国保税があらかじめ差し引かれます。

- 1 世帯主が国保に加入している
 - 2 世帯内の加入者全員が、65歳以上75歳未満
 - 3 世帯主の年金給付額が年額18万円以上
 - 4 国保税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない
- 1~4すべて満たすとき、世帯主の年金から天引き(特別徴収)となります。

対象となる世帯主には4月上旬に通知します。

年金天引きの対象者は・・・?

年金天引きの方法

納期は年6回(年金の支払月)で、仮徴収と本徴収があります。

これは、国保税の算定基礎となる、所得が年度当初に確定していないためです。

仮徴収...4月・6月・8月は、前年度(平成19年度)国保税額の6分の1の金額

本徴収...10月・12月・2月は、平成20年度国保税から仮徴収分を差し引き、3期に分けた金額

3 後期高齢者医療制度開始に伴って保険税が軽減されます

世帯内に75歳以上の方がいる場合、その方が後期高齢者医療制度に加入することで、残された国保加入者の保険税負担が急激に増えないよう、保険税が一定期間軽減されます。

所得の少ない方の保険税軽減が引き続き受けられます(申請不要)...保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ5年間、今までと同じ軽減を受けられます。

世帯割が半額になります(申請不要)...国保加入者が1人となる場合は、5年間、世帯割(世帯ごとにかかる保険税)が半額になります。

会社の保険などの被扶養者だった方への軽減(申請必要)...75歳以上の方の被扶養者だった方が、新たに国保に加入することになった場合、一定期間保険税が軽減されます。なお、軽減を受けるには加入手続きの際に申請書を提出いただく必要があります。

4 保険税の納期月が1か月遅く始まります(普通徴収の方)7月~2月まで

平成20年度から7月~翌年の2月までになります。

平成19年度は、6月~翌年の1月まででした。

納期数は変更ありません。全8期です。

給付関係

問い合わせ先

健康福祉課福祉保険班 ☎64 - 1472

1 お子様が小学校に入学するまで窓口負担が3割2割に軽減されます(注 県単独事業で窓口負担はさらに減免されています)

3歳~小学校入学前までは3割負担でしたが、2割に引き下げられます。なお、県単独事業が今までどおり継続しますので、窓口負担は2割より減免されます。

県単独事業後の自己負担額	通院1回当たり	
	530円	
	入院1日当たり	
1,200円		

2 70歳~74歳の方で窓口負担割合が「1割」の方は平成21年3月まで「1割」負担が据え置かれます

平成20年4月から2割に見直される予定でしたが、国の政策で1年間据え置かれることになりました。

据え置かれる分の1割は、国が保険医療機関などに支払います。

3 療養病床に入院する65歳~69歳の「食費」が増額し、「居住費」が追加されます

区分	平成19年度まで	平成20年度から
一般の方	食費 1食260円	食費 1食460円
		居住費 1日320円
非課税世帯の方	食費 1食260円	食費 1食210円
		居住費 1日320円

難病などの入院医療の必要性の高い方の負担は変わりません。保険医療機関の施設基準などで「一般の方」の食費1食「460円」が「420円」になるとときがあります。

4 高額医療・高額介護合算制度が新設されます

医療分と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたとき、申請を行うと限度額を超えた額が後日払い戻されます。なお、申請は平成21年8月以降です。